

3 臨時福祉給付金等支給事業

〔現況及び施策の方向〕

「一億総活躍社会」の実現に向け、賃金引上げの恩恵が及びにくい低所得の高齢者及び障害・遺族基礎年金受給者への支援を行うため、「年金生活者等支援臨時福祉給付金」の実施が決定された。

また、平成26年4月1日からの消費税率の引上げに伴い、低所得者への影響を緩和するために実施してきた「臨時福祉給付金」に関し、平成29年度も引き続き支給されることとなった。

(給付額)

- ・臨時福祉給付金（経済対策分）：支給対象者一人につき1万5千円

〔事業の内容〕

臨時福祉給付金等支給事業（予算額 1,524千円）

市町が実施主体として給付措置が行われるが、県において、市町の円滑な執行の支援や広報業務を実施する。